

令和4年11月4日

会 員 各 位

近畿税理士会 和歌山支部  
支 部 長 石 倉 督 斗

## 支 部 定 例 役 員 会 報 告

開催日時 令和4年11月2日(水)午前10時00分より  
開催場所 県税理士会館「会議室」  
出席数 21名(正副支部長6名幹事13名監事1名理事1名:会場出席9名Web出席12名)

支部長報告 ・ 支部役員選考委員について～10月5日下記7名を選出

木村雅彦  
辻 和宏  
下林善信  
西之坊幸宏  
山中盛義  
山本和生  
石倉督斗

- ・ 会議出席報告  
10/11支部長会 (WEB出席)  
10/21青税との意見交換会(11名参加)  
10/25大阪国税局長との面談  
10/29税理士による岸本周平後援会の解散総会  
10/31(株)大阪税理士会館の定時総会・取締役会

近畿税理士会  
理事会報告等

- ・ 所得税確定申告期の実施要領でオンライン相談導入を検討中  
～令和5年度には和歌山支部も参加する予定
- ・ 被災状況の報告訓練の実施について  
～和歌山支部の報告率が非常に良くご協力ありがとうございました

### 【審議事項】

- 厚生委員会 ・ 年末意見交換会の支部負担金の増額について  
～物価高騰のため増額することに決定

### 【協議事項】

- 業務委員会 ・ 和歌山地方法務局より 会員への周知依頼  
チラシパンフレットを役員会報告に同封することの可否について  
～業務チラシ及び法改正に係るパンフレットを同封することに決定 (別紙参照)

### 【報告事項】

- 総務委員会 ・ 会員の異動について  
～ 令和4年10月15日現在 税理士会員233名 税理士法人会員22社
- ・ 新・支部ホームページの件  
～「新・支部ホームページ活用説明会」を開催 (別紙参照)  
日時：令和4年12月9日 (金) 15:00～16:00  
場所：ダイワロイネットホテル和歌山 4階「ブリエ」
  - ・ メールアドレス確認テスト～12月初旬実施予定(9月に行った「支部からの諸連絡方法に  
関するアンケート」においてQ1:同意およびQ3:記入者が対象)
  - ・ 不審メールについての注意喚起の件  
～現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりすました  
偽のホームページへ誘導する事例が出てきております  
関与先等に注意喚起をお願いします (別紙参照)

- 業務委員会 ・ 周知依頼  
近畿税理士業務対策部より  
「適格請求書発行事業者登録申請に係る確認書の改訂について」～10月7日周知済

裏面へ続く

和歌山市より

「償却資産の申告について(お願い)」～別紙参照

- ・研修会開催のご案内～別紙参照

日時：令和4年12月9日(金)16:00～17:00

場所：ダイワロイネットホテル和歌山 4階「ブリエ」

- ・令和4年度36時間研修について～達成に向け受講よろしくお願ひいたします

- 広報委員会
- ・支部会報「五十五万石」第55号(新年号)～発行に向けて原稿募集  
ご依頼させていただいた先生方よろしくお願ひします(締切日11月末日)

- 租推委員会
- ・「税に関する高校生の作文」の受賞者決定
  - ・会議出席報告～10月14日 租税教室講師養成研修(和歌山税務署主催) 出席

- 厚生委員会
- ・支部日帰り旅行(加太)～令和4年10月6日(木) 19名参加
  - ・慶弔関係～1件
  - ・年末意見交換会開催について～別紙参照  
日時：令和4年12月9日(金)17:15～  
場所：ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」

- 税対委員会
- ・確定申告事業等への従事アンケートの実施について～別紙参照  
12月上旬に従事の割り当てをさせていただく予定です
  - ・JAわかやま・和歌山納税協会担当者向けの打ち合わせ会について  
～希望会員についてはZOOM開催に変更予定
  - ・和歌山行政監視行政相談センター  
「一日合同行政相談所(暮らしのなんでも相談所)」10月27日開催～相談員2名派遣
  - ・和歌山県専門士業団体連絡協議会  
「よろず無料相談会」について～11月29日(相談員2名派遣予定)

和歌山支部 行事予定

11月の予定

日時	場所	内容	備考
7日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(茶谷芳行)	
14日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(青木俊典)	
21日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(内西真樹)	
24日(木)13:00～16:00	和歌山市役所2階	市民生活相談センター(山本圭位子)	
29日(火)13:00～16:00	和歌山ビッグ愛	よろず無料相談会(島紀郎・小山琢志)	和歌山県 専門士業団体連絡協議会主催

12月の予定

日時	場所	内容	備考
5日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(田中佳則)	
7日(水)13:30～	県・税理士会館	定例役員会	WEB会議
7日(水)14:30～	県・税理士会館	第11回ホームページリニューアルプロジェクト会議	WEB会議
7日(水)16:00～	和歌山税務署	支部懇談会	正副支部長
9日(金)15:00～	ダイワロイネットホテル和歌山	新・支部ホームページ活用説明会	
9日(金)16:00～	ダイワロイネットホテル和歌山	研修会 テーマ「税理士法について」	
9日(金)17:15～	ダイワロイネットホテル和歌山	年末意見交換会	
12日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(松本哲也)	
19日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(坂口和也)	
28日(水)13:00～16:00	和歌山市役所2階	市民生活相談センター(松本哲也)	

令和4年11月2日

会 員 各 位

近畿税理士会和歌山支部  
ホームページリニューアルプロジェクト  
支部長 石倉 督斗  
担当副支部長 上野 隆也

## 新・支部ホームページ活用説明会 開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は会務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、下記の要領で説明会を開催いたしますので、ご多忙のこととは存じますが、皆様のご参加をお待ちしております。

なお、レジュメ等の準備もございますので、参加される方は、必ず下記参加申込書にてお申込み下さいますようお願いいたします。

### 記

日 時：令和4年12月9日（金） 午後3時00分～午後4時00分

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山 4階「ブリエ」 TEL073-435-3333

講 師：ホームページリニューアルプロジェクト メンバー  
沼崎 健一 先生

研修方法：資料及びスクリーン画面による説明

対 象 者：和歌山支部会員（税理士会員本人のみ）

申込期限：令和4年12月2日（金）

和歌山支部 行（FAX：073-424-1474）

令和4年 月 日

### 説明会 参加申込書

税理士氏名		電話番号	
登録番号		FAX番号	

令和4年11月2日

会員各位  
(該当者のみ送付)

近畿税理士会和歌山支部  
ホームページリニューアルプロジェクト  
支部長 石倉 督斗  
総務担当副支部長 上野 隆也

## メールアドレス確認テストのご案内

拝啓 平素は支部運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、和歌山支部では、9月に「支部からの諸連絡方法に関するアンケート」を実施し、会員の皆様方からご回答をいただくとともに、さまざまなご意見等を頂戴しました。今後、専門家を交えて、慎重に進めて参りたいと考えております。アンケートにおいて、

- ・「和歌山支部からの諸連絡はメールで受け取り、自らホームページで確認し、情報を取得することに同意いただけますか」(Q1) ⇒同意する
- ・「現時点で、すでにメールでの連絡を希望される先生は、下記にご希望の連絡先メールアドレスをご記入ください」(Q3) ⇒メールアドレスをご記入

とご回答いただいた会員先生方に向けて、下記の要領で、メールアドレスの確認テストを実施いたします。ご協力のほど、お願い申し上げます。

### 記

実施時期 : 令和4年12月初旬  
実施方法 : 新・ホームページから一斉配信  
送信件名 : **【要返信】近税会和歌山支部メール確認**  
確認方法 : 一斉配信で送られてきたメール宛てに  
お名前を記入の上、空メールをご返信ください。

(注意) 事務局のメールアドレスを新ホームページ用に変更する予定ですので、会員先生がお使いのメールソフトで「迷惑メール」にされる可能性があります。実施時期になりましたら、「迷惑メール」もご確認ください。

以上

令和4年7月21日  
(令和4年8月18日更新)  
(令和4年8月26日更新)  
(令和4年9月29日更新)  
(令和4年10月18日更新)

国 税 庁

## 不審なショートメッセージやメールにご注意ください

現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

国税庁（国税局、税務署を含む）では、ショートメッセージによる案内を送信しておりません。

また、国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信しておりません。

不審なショートメッセージやメール、国税庁ホームページになりすましたサイト（送信元やリンク先アドレスの表記を装っている場合もあります。）にアクセスすると、被害を受けるおそれがありますので、アクセスしないようご注意ください。

また、支払い等に応じることがないようご注意ください。

国税庁ホームページアドレスは、<https://www.nta.go.jp> です。

国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

なお、国税庁からのメールによる案内は、以下の場合に限られます。心当たりのない方は、メールを開封せずに削除するなど、取り扱いには十分にご注意ください。

### 【国税庁からのメール案内】

- ・ 国税庁ホームページ新着情報の配信サービスの登録をされている場合
- ・ 国税庁メールマガジン配信サービスの登録をされている場合
- ・ e-Tax の利用にあたり、メールアドレスを登録されている場合

国税庁を装った不審なメールの実際の文面及び注意点などの詳細について、[e-Tax ホームページ](#)に掲載しておりますので、ご確認ください。

### ● [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)

「フィッシング対策協議会」のホームページに、国税庁をかたるフィッシング詐欺の事例や報告方法が掲載されております。

● [フィッシング対策協議会のウェブサイトはこちら（外部サイトへ）](#)

# 国税庁をかたった不審な ショートメッセージやメールに ご注意ください！

## ショートメッセージやメールにより国税の納付を 求めることや差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

## 不審なメール等に記載された URL への アクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりすましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

具体的な被害の相談については、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口にお問い合わせください。



← 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら  
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

- ・ 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp>



令和4年11月4日

会 員 各 位

近畿税理士会和歌山支部  
支部長 石倉 督斗  
担当副支部長 鶴島 幸夫

## 研修会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は会務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の要領で研修会を開催いたしますので、ご多忙のこととは存じますが、皆様のご参加をお待ちしております。

なお、レジュメ等の準備もございますので、参加される方は必ず下記受講申込書にてお申込み下さいますようお願いいたします。

### 記

日 時：令和4年12月9日（金） 午後4時00分～午後5時00分

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山 4階「ブリエ」 TEL073-435-3333

テ ー マ：「税理士法について」

講 師 和歌山税務署 総務課長 宮田 周 氏

対 象 者：和歌山支部会員（税理士会員本人のみ）

申込期限：令和4年12月2日（金）

※研修会に引き続き、年末意見交換会が開催されます。

また、研修会に先立ち「新・支部HP活用説明会」が午後3時00分より開催されますので、併せてご参加下さいますようお願いいたします。

### 研修受講カードを必ずご持参ください

和歌山支部 行（FAX：073-424-1474）

令和4年 月 日

研修会 受講申込書

税理士氏名		電話番号	
登録番号		FAX番号	

令和4年11月4日

会 員 各 位

近畿税理士会 和歌山支部  
支 部 長 石倉 督斗  
担当副支部長 青木 俊典

### 年末意見交換会開催のご案内

晩秋の候、会員の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は会務運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、恒例の年末意見交換会を、下記の通り開催致しますので、万障お繰り合わせの上、是非ご出席賜りますようご案内致します。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合がございますので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

#### 記

1. 日 時 令和4年12月9日（金） 午後5時15分より
2. 会 場 ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」  
和歌山市七番丁26番1  
Tel 073-435-3333
3. 会 費 5,000円

会場の準備の都合もございますので、11月21日（月）までにご出席の返事を税理士会事務局にFAXまたはメールにてご回答ください。

なお、出席の取消は、前日の午前10時までにご連絡ください。それ以降のご欠席の場合は会費をいただきますので、ご了承ください。

連絡先：和歌山支部事務局（Tel073-426-3600）

---

和歌山支部 行 （FAX：073-424-1474）  
（メールアドレス：wazei@kinzei.or.jp）

令和4年12月9日（金）の

年末意見交換会に出席いたします

氏 名 \_\_\_\_\_



令和4年11月吉日

近畿税理士会  
和歌山支部会員各位

近畿税理士会 和歌山支部  
支 部 長 石倉督斗  
税対担当副支部長 瀬藤啓司

### 令和4年分 所得税確定申告期における無料税務相談の実施について

拝啓 晩秋の候、会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は支部活動に多大なるご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、当支部では、昨年度に引き続き、令和4年分所得税確定申告期に、  
税理士の社会公共的使命、納税者の利便性等を鑑み、和歌山納税協会等諸団  
体への協議派遣事業を実施する予定です。

また、新たに受託事業としてリモートを使用した確定申告相談も実施する  
予定です。

税務支援事業に関しては、近畿税理士会会則にて、会員全員が従事して実  
施する旨が規定されています。

つきましては、税務支援事業等の実施に際し、会員の皆様のご都合等を確認致したく、別紙「令和4年分確定申告相談従事回答書」を同封致します。恐れ入りますが、回答書にご記入頂き、FAXにてご回答をお願い申し上げます。

又、コロナ禍で従事についてはご不安もあるかと存じますが、感染防止対策  
を徹底して参りますので、ご理解の上、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

ご回答期日は令和4年11月18日（金）とさせていただきます

#### 【ご参考①：近畿税理士会会則抜粋】

##### 第61条

1. ～省略～
2. ～省略～
3. 会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない
4. 会員は、本会から前項の従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

#### 【ご参考②：税務支援の実施に関する規則抜粋】

第6条 所得税確定申告期において行う次の事業は、本会の会員全員が従事して実施する。

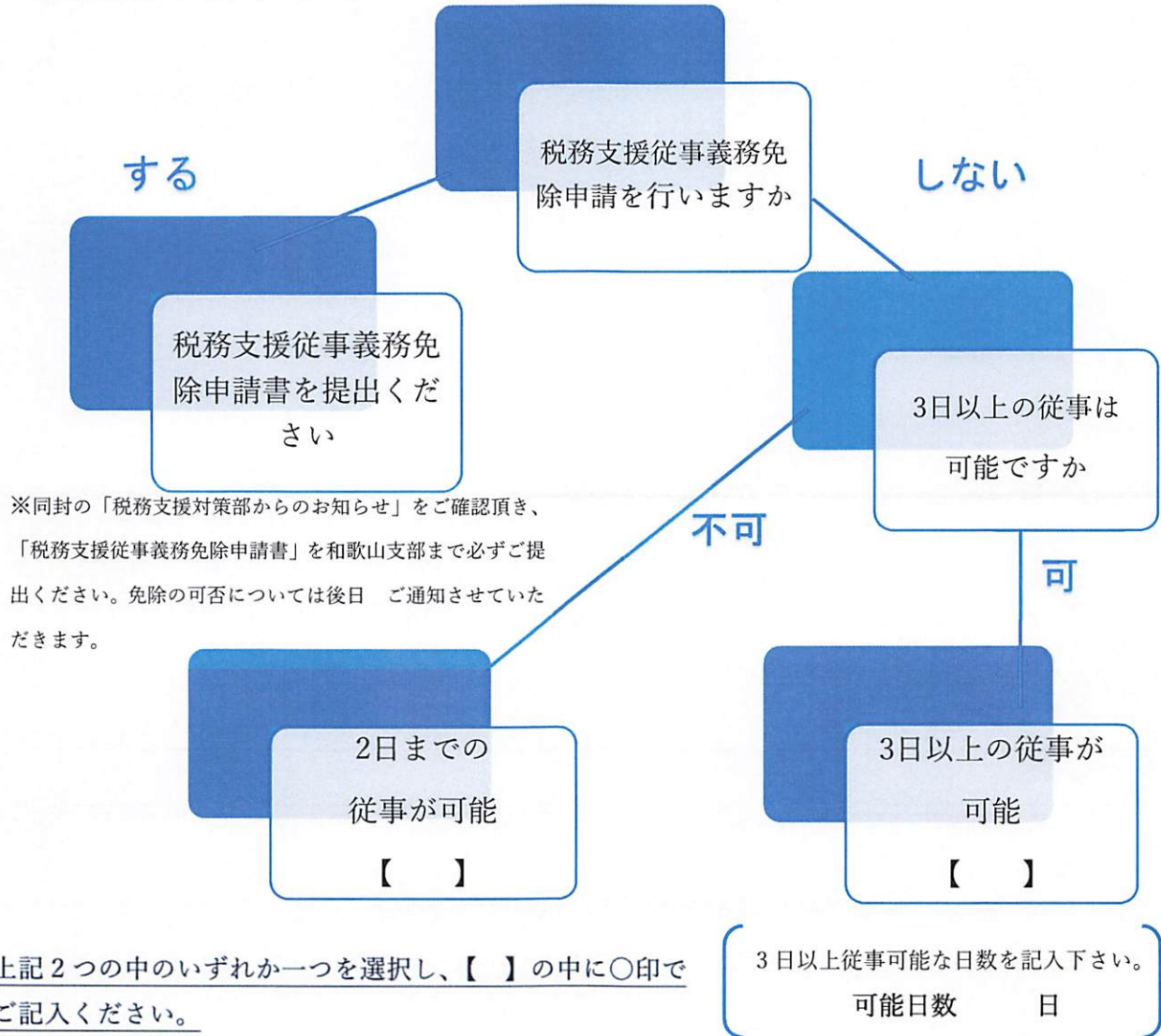
- (1) 独自事業
- (2) 受託事業のうち本会が必要と認めるもの
2. ～省略～
3. ～省略～

# 令和4年分確定申告相談従事回答書

11月18日（金）までに必ずご回答下さい。FAX：073-424-1474

氏名 \_\_\_\_\_

※万一ご回答がない場合は、従事していただけるものとして取り扱わせていただきますので、あらかじめご了承ください。



この2年間でJA、納税協会でご従事された先生方へ、以下の質問にもご回答お願い致します。

◎「税務ID」と「仮暗証番号」の事前設定についてはマニュアルをご参照の上、  
ご自身で設定が可能ですか。 Yes / No

ご意見等 ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

近畿税理士会の「確定申告コールセンター」等の相談員に応募している方、または応募予定の方はその旨を上記ご意見等欄にご記入願います。

## 税務支援対策部からのお知らせ

# 「税務支援従事義務免除申請書」の提出について 《 提出は 11月30日 までに各所属支部へ 》

税理士業務の無償独占を背景に、税理士の社会公共的使命として、社会に対し自らの責任の当然の履行を保障する観点から、会則第61条第3項及び同第4項において、税務支援への従事義務について規定されています。

ただし、例外として、以下の事由により従事が困難な会員は、添付の「**税務支援従事義務免除申請書**」(以下「**免除申請書**」という。)を所属支部に提出し、支部が承認した場合には、従事の免除を受けることができますのでご案内いたします(税務支援規則第12条、税務支援規程第9条の2～第9条の5 参照。税務支援規程第20条に基づき、免除申請にかかる事務を支部へ委託しています。)

なお、所属支部で別途に提出期限の定めがある場合は、支部の提出期限に従ってください。

### 1. 免除事由(税務支援の実施に関する規則12条第1号～第4号)

- ① 負傷又は疾病により療養していること
- ② 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること
- ③ 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること
- ④ 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること(親族等を対象とするものを含む)

※高齢であることのみをもって免除事由とはなりません。

※税理士業務を行うことが停止されている者、本会会費免除者は、そもそも税理士業務を行うことができないため、免除事由から除外されています。

※新型コロナウイルス感染症の感染リスクを理由とした従事義務免除申請については、免除事由には該当しません。

### 2. 添付書類の提出

免除申請する際には必ず添付書類を提出するようお願いいたします(具体的な添付書類については、免除申請書の裏面を参照願います。)

### 3. 従事義務免除期間の設定

従事義務の免除期間は、本会(支部)が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間です。また、従事義務の免除承認を受けた事業年度の翌事業年度においても継続することを妨げませんが、この場合、新たに免除申請書を提出する必要があります。

#### 4. 免除申請書提出後について

- ①免除申請書提出後、支部がこれを審査し、従事免除不可の場合のみ、所属支部から2ヶ月以内にご連絡いたします。連絡のない場合は、従事を免除されたものをご認識ください(支部で別途設定の場合を除く。なお、規程第20条に基づき、本会が支部に当該事務を委託しています。)
- ②12月1日以降に免除事由が生じた場合は、上記期限に関わらず免除申請書を提出すること。
- ③従事当日の事故、急病等の場合は、口頭連絡のうえ、事後に免除申請書を提出してください。

#### 5. 従事義務免除の取消

従事義務の免除を承認され、免除事由に該当しなくなったときは、所属する支部を通じて遅滞なくその旨を届け出てください。なお、当該届出につきまして、様式「税務支援従事義務免除取消届出書」のひな形を本会会員専用ホームページの「税理士関連資料コーナー(税務支援に関する資料)」に掲載しています。

##### ○税務支援の実施に関する規則(抜粋)

###### (税務支援従事の免除)

第12条 本会は、税理士会員が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該税理士会員からの申請に基づき、一事業年度ごとにその従事義務を免除することができる。(平27.6.22改正、令4.6.24改正)

- (1) 負傷又は疾病により療養していること。(平27.6.22追加)
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。(平27.6.22追加)
- (3) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。(平27.6.22追加)
- (4) 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること(親族等を対象とするものを含む。)(平27.6.22追加、令4.6.24改正)

##### ○税務支援に関する実施規程(抜粋)

###### (従事義務免除申請の手続)(平27.4.22追加)

第9条の2 税理士会員が、規則第12条に規定する従事義務の免除を受けようとするときは、所属支部を通じて本会に様式第1号により申請しなければならない。(平27.4.22追加、平27.9.24改正、令4.2.15改正)

2. 本会は、前項に規定するもののほか、特に必要と認められる書類があるときは、当該税理士会員に提出を求めることができる。(平27.4.22追加、令4.2.15改正)

3. 前項の規定に基づき本会に提出された書類は、従事義務の免除の有無にかかわらず返却しない。(平27.4.22追加)  
(申請書の審査及び通知)(平27.4.22追加)

第9条の3 本会の税務支援対策部長は、税理士会員から前条の規定に基づく申請があったときは、申請書受理後2月以内にこれを審査し、会長にその結果の承認を受けなければならない。(平27.4.22追加)

2. 会長は、前項の審査結果を承認したときは、その税理士会員の所属支部を通じて当該税理士会員にこれを通知するとともに、連合会に報告する。(平27.4.22追加、令4.2.15改正)

###### (従事義務免除期間)(平27.4.22追加)

第9条の4 規則第12条に規定する税務支援の従事義務の免除期間は、免除申請に基づき本会が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間とする。(平27.4.22追加)

2. 従事義務の免除承認を受けた税理士会員は、免除期間の事業年度の翌事業年度においても、規則第12条各号のいずれかに該当するときは、引き続き従事義務の免除を受けることができる。この場合において、当該税理士会員は、新たに第9条の2第1項の規定に基づき申請しなければならない。(平27.4.22追加、令4.2.15改正)

###### (従事義務免除の取消)(平27.4.22追加)

第9条の5 従事義務の免除を受けた税理士会員が、規則第12条各号に該当しなくなったときは、当該税理士会員は所属する支部を通じて遅滞なくその旨を本会に届け出なければならない。(平27.4.22追加、令4.2.15改正)

2. 本会は、前項の届け出があったときは、従事義務の免を取り消すものとする。(平27.4.22追加、令4.2.15改正)

3. 本会は、従事義務の免除を受けた税理士会員が規則第12条各号に該当しないことが明らかになったときは、従事義務の免除を取り消すものとする(令4.2.15追加)

4. 本会は、前2項の取消をしたときは、その旨を連合会に報告する。(令4.2.15追加)

近畿税理士会 和歌山 支部

支部長 石倉督斗 様

税理士会員氏名 \_\_\_\_\_ (印)

登録番号 [ \_\_\_\_\_ ]

### 税務支援従事義務免除申請書

私は、税務支援に関する実施規程第9条の2第1項に基づき税務支援従事義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、税務支援の実施に関する規則第12条各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を通知いたします。

#### 記

1. 税務支援従事義務免除申請期間

4年 月 日 から 5年 3月 31日まで

(免除期間は、申請する事業年度末日までの間とする。規程第9条の4参照。)

2. 免除を受けようとする理由 (該当する理由に☑を記入してください。)

- 負傷又は疾病により療養しているため (規則第12条第1号該当)
- 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によるため (規則第12条第2号該当)
- 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であるため (規則第12条第3号該当)
- 出産、育児、介護その他これらに類する事由によるため (親族等を対象とするものを含む。) (規則第12条第4号該当)

具体的理由の記載 :

[ \_\_\_\_\_ ]

3. 添付書類 (規則第12条第\_\_\_\_\_号 該当番号\_\_\_\_\_ 『裏面参照』)

具体的添付書類名の記載 :

[ \_\_\_\_\_ ]

【支部処理欄】

申請受理年月日	年 月 日
審 査 日	年 月 日 (申請書受理後2か月以内)
所 見	
従事免除の可否	可 ・ 否
会員への通知年月日	年 月 日

様式第1号 … 第9条の2（税務支援従事義務免除申請書・裏面）

税務支援従事義務免除申請書 添付書類一覧（税務支援規則第12条関係）

1号	負傷又は疾病により療養していること。	
該当 番号	①	医師の診断書又はそれに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

2号	震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。	
該当 番号	①	り災証明書その他これに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

3号	国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。	
該当 番号	①	議員であることを証する書類

4号	出産、育児、介護その他これらに類する事由によること（親族等を対象とするものを含む。）。		
該当 番号	出産 育児	①	母子手帳の写し
		②	育児の場合は、免除申請書「2」欄に育児により困難である旨を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
		③	上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、免除申請書「2」欄に、その具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
	介護 その 他	④	介護認定書その他これに準ずる書類で要介護状態又は要支援状態であることを明らかにするもの及び申述書（介護認定申請中の場合には申請中である旨の申述書）
		⑤	上記④が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

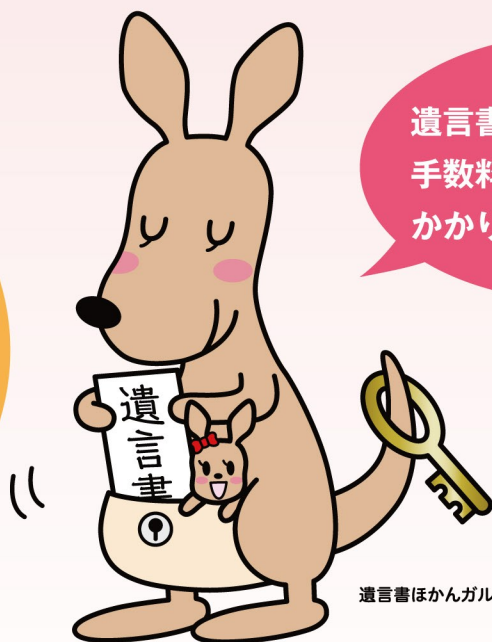
<注意事項>

- ア 記載されているもののほか、特に必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。（規程第9条の2第2項）
- イ 提出された書類は、従事義務の免除承認の有無にかかわらず返却いたしません。（規程第9条の2第3項）
- ウ 免除を受けることができる期間は、本会（支部）が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間とします。（規程第9条の4第1項）
- エ 免除を受けた事業年度の翌事業年度以降も免除申請をする場合には、新たに免除申請書を提出しなければなりません。（規程第9条の4第2項）

# 法務局に預けて安心! 遺言書

## 自筆証書遺言書保管制度

愛する人のために  
大切な遺言書を  
法務局が  
守ります。



遺言書ほかんガルー

遺言書の保管の申請には  
手数料3,900円が  
かかります。

お気軽に  
お問い合わせ  
ください

手続には予約が必要です

詳しくは



法務省 遺言書

検索



いじめや差別、偏見で、  
つらい思いをされていますか？  
困ったときは、ひとりで悩まずに  
相談してみませんか。

いじめ  
虐待

差別  
偏見

名誉毀損  
誹謗中傷

プライバシー  
侵害

セクハラ  
パワハラ

「誰か」のこと  
じゃない。

秘密厳守  
相談無料



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

インターネットでも相談を受け付けています



パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談

検索

SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/>



### みんなの人権110番

様々な人権問題についての  
相談はなんでも



0570-003-110

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

### 子どもの人権110番

つうじ  
通話  
のりよう  
無料

いじめ・虐待など  
子どもの人権問題に関する相談はこちら



0120-007-110

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

### 女性の人権ホットライン

家庭内暴力など  
女性の人権問題に関する相談はこちら



0570-070-810

(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

和歌山地方法務局 和歌山人権擁護委員連合会

## あなたの戸籍をつくるために

～無戸籍の方へ あきらめないで～

法務省ホームページ「無戸籍でお困りの方へ」



無戸籍 法務省

検索



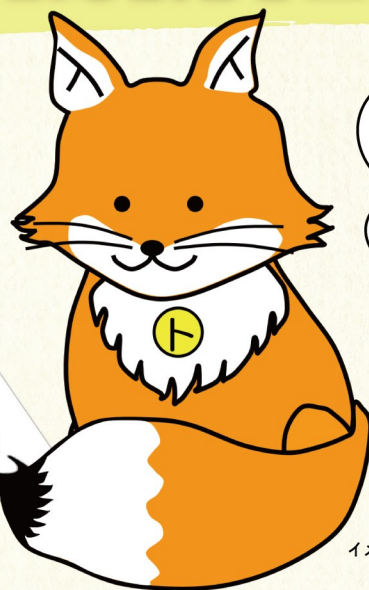
御存じですか？

Check

# 相続登記の義務化が開始！

令和6年4月1日  
からスタート！

不動産を取得したことを  
知った日から3年以内に  
相続登記をしなければなら  
ないことになったんだ。



施行日前に開始した  
相続についても適用  
されるので、早めの  
相続登記が肝心だよ！

詳しくは  
下の二次元コードを  
チェックしてみてね！



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

🔍 法務省 相続登記 🔍 検索

Point!  
遺言書があれば  
相続登記が  
簡単に  
なります。

## 各種の相続手続で戸籍の束の代わりに提出が可能に！ 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用すること  
により、相続登記、被相続人名義の預  
金の払戻しや相続税の申告など、各種  
相続手続で、戸籍書類一式の提出の省  
略が可能となります\*。

\*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、  
必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。



詳しくは 🔍 法務省 法定相続 🔍 検索



お電話でのお問い合わせはこちらまで

■和歌山地方法務局 本局 073-422-5131 (代表)

■和歌山地方法務局 橋本支局 0736-32-0206

■和歌山地方法務局 田辺支局 0739-22-0698

■和歌山地方法務局 御坊支局 0738-22-0335

■和歌山地方法務局 新宮支局 0735-22-2757



# 所有者不明土地の 解消に向けて、 不動産に関するルールが 大きく変わります。



令和5年4月から  
段階的に施行されます！

不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」



# はじめに

## Point 1

### 所有者不明土地って何ですか？

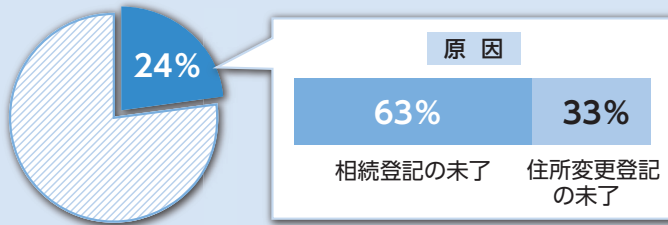


相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地を「所有者不明土地」といいます。

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

全国のうち所有者不明土地が占める割合は九州本島の大きさに匹敵するともいわれています。今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化するおそれがあり、その解決は喫緊の課題とされています。

全国における所有者不明土地の割合 (R2国土交通省調査)



## Point 2

### どんな問題が生じているの？



土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。



## 法律のポイント

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)が成立しました(令和3年4月28日公布)。

両法律では、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、民事基本法制の総合的な見直しが行われています。



### 1 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し

- 相続登記・住所等の変更登記の申請義務化
- 相続登記・住所等の変更登記の手続の簡素化・合理化など

P. 3~4

発生予防

### 2 土地を手放すための制度(相続土地国庫帰属制度)の創設

- 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

P. 5

発生予防

### 3 土地利用に関連する民法のルールの見直し

- 土地・建物に特化した財産管理制度の創設
- 共有地の利用の円滑化などの共有制度の見直し
- 遺産分割に関する新たなルールの導入
- 相隣関係の見直し など

P. 6~7

土地利用の円滑化

# 1 不動産登記制度の見直し

## 相続登記の申請の義務化 令和6年4月1日施行



どうして相続登記の申請が義務化されるの？

相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因として、①これまで相続登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったこと、②相続した土地の価値が乏しく、売却も困難であるような場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をする意欲がわきにくいことが指摘されています。そのため、**相続登記の申請を義務化**することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

### 相続登記の申請義務についてのルール

#### ① 基本的なルール

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ！



#### ② 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

## 相続人申告登記 令和6年4月1日施行



相続登記の申請って大変じゃないの？

不動産を所有している方が亡くなった場合、その相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまるまでは、全ての相続人が法律で決められた持分(法定相続分)の割合で不動産を共有した状態になります。

この共有状態を反映した相続登記を申請しようとする場合、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定しなければならないため、全ての相続人を把握するための資料(戸籍謄本など)の収集が必要となります。

そこで、**より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組み**が新たに設けられました。

### 新しく「相続人申告登記」が設けられました

①登記簿上の所有者について相続が開始したことと、②自らがその相続人であることを登記官に申し出ること、相続登記の申請義務(上記①)を履行することができます。

この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、持分の割合までは登記されないので(※)、全ての相続人を把握するための資料は必要ありません(自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出すればOK)。

一人の相続人が相続人全員分をまとめて申出することもできるよ。



※相続によって権利を取得したことまでは公示されないため、相続人申告登記は従来の相続登記とは全く異なるものです。

## 所有不動産記録証明制度 令和8年4月までに施行



親の不動産がどこにあるかは どうやって調べたらいいの？

登記官において、特定の被相続人(亡くなった親など)が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度が新たに設けられました。

## 住所等の変更登記の申請の義務化 令和8年4月までに施行



どうして住所等の変更登記の申請が義務化されるの？

登記簿上の所有者の氏名や住所が変更されてもその登記がされない原因として、①これまで住所等の変更登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても所有者自身が不利益を被ることが少なかったこと、②転居等の度にその所有不動産について住所等の変更登記をするのは負担であることが指摘されています。

そこで、**住所等の変更登記の申請を義務化**することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

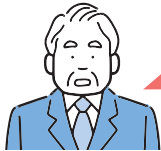
### 住所等の変更登記の申請義務についてのルール

登記簿上の所有者については、その**住所等を変更した日から2年以内**に住所等の変更登記の申請をしなければならないこととされました。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、5万円以下の過料の適用対象となります。



## 他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記 令和8年4月までに施行



住所等が変わったら不動産登記にも反映されるようにならないの？

### 他の公的機関との情報連携により職権で登記がされるようになります

住所等の変更登記の手續の簡素化・合理化を図る観点から、登記官が**他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記をする仕組み**が導入されます。

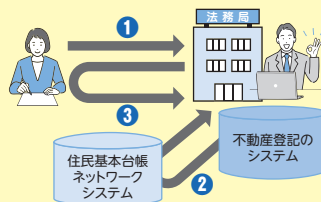
ただし、**自然人(個人)の場合には**、住基ネットからの情報取得に必要な検索性情報(生年月日など)を提供していただく必要があります。また、変更登記がされるのは、**本人の了解があるときに限られます**。

個人の場合は  
住基ネット、  
法人の場合は  
商業・法人登記の  
システムと  
連携するよ！



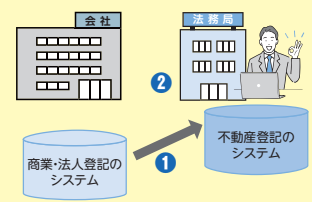
#### 自然人(個人)の場合

- 1 検索性情報の提供
- 2 法務局側で定期的に住基ネットを検索
- 3 住所等の変更があれば本人の了解を得て、職権で変更登記



#### 法人の場合

- 1 商業・法人登記上で住所等に変更があれば不動産登記システムに通知
- 2 職権で変更登記



## DV被害者等の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例 令和6年4月1日施行

DV被害等を受けていて不動産登記簿上に住所を公開されたくないときは、どうすればいいの？



DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法上の被害者等を対象に、**対象者が載っている登記事項証明書等を登記官が発行する際には、現住所に代わる事項を記載する制度**が設けられました(本人からの申出が必要です)。

委任を受けた弁護士等の事務所や支援団体等の住所、法務局の住所などが想定されているよ！



# 2 相続土地国庫帰属制度の創設

令和5年4月27日施行



どんな制度なの？



帰属制度について  
(法務省HP)

都市部への人口移動や人口の減少・高齢化の進展などを背景に、土地の利用ニーズが低下する中で土地所有に対する負担感が増加しており、相続された土地が所有者不明土地の予備軍となっていると言われています。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、**相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局です。)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度**が新たに創設されました。



だれでも申請できるの？

基本的に、**相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人**であれば、申請可能です。制度の開始前に土地を相続した方でも申請することができますが、売買等によって任意に土地を取得した方や法人は対象になりません。

また、土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請していただく必要があります。



どんな土地でも引き取ってくれるの？

次のような**通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外**となります(要件の詳細については、法務省HPをご覧ください。)。申請後、法務局職員等による書面審査や実地調査が行われます。

## <国庫帰属が認められない土地の主な例>

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 土壌汚染や埋設物がある土地
- 危険な崖がある土地
- 境界が明らかでない土地
- 担保権などの権利が設定されている土地
- 通路など他人による使用が予定される土地

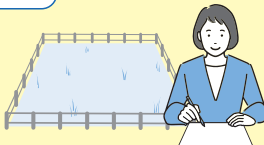


手続にはお金がかかるの？

申請時に**審査手数料**を納付いただくほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には、**負担金**(10年分の土地管理費相当額)を納付いただく必要があります。具体的な金額や算定方法は、法務省HPをご覧ください。

## 手続イメージ

### 1 承認申請



- ・相続等によって土地を取得した相続人が申請
- ・共有地の場合は共有者全員で申請
- ・申請書及び添付書類の提出
- ・審査手数料の納付

### 2 法務大臣(法務局)による要件審査・承認



- ・書面審査や実地調査などの要件審査の実施
- ・要件を満たす場合は、法務大臣が承認
- ・承認の場合、負担金の額を通知

※申請者が希望する場合、申請受付後に、国や地方公共団体等に対して情報提供し、寄附受けなど土地の有効活用機会を確保

### 4 国庫に帰属

### 3 申請者が負担金を納付 (通知を受け取ってから30日以内)

## 3 民法のルールの見直し

### 土地・建物に特化した財産管理制度の創設

令和5年4月1日施行



どんな制度なの？

所有者不明土地・建物や、管理不全状態にある土地・建物は、公共事業や民間取引を阻害したり、近隣に悪影響を発生させるなどして問題となりますが、これまで、その管理に適した財産管理制度がなく、管理が非効率になりがちでした。

そこで、土地・建物の効率的な管理を実現するために、**所有者が不明であったり、所有者による管理が適切にされていない土地・建物を対象に、個々の土地・建物の管理に特化した財産管理制度**が新たに設けられました。

#### 所有者不明土地・建物の管理制度

調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができるようになります。

管理人は、裁判所の許可を得れば、所有者不明土地の売却等もすることができるよ。公共事業や民間取引の活性化にもつながるね。



#### 管理不全状態にある土地・建物の管理制度

所有者による管理が不適当であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され又はそのおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができるようになります。

ひび割れ・破損が生じている擁壁の補修工事や、ゴミの撤去・害虫の駆除も管理人にお願いできるようになるね。



※管理人には、事案に応じて、弁護士・司法書士・土地家屋調査士等のふさわしい者が選任されます。

### 共有制度の見直し

令和5年4月1日施行



どうして見直しがされることになったの？

共有状態にある不動産について、所在等が不明な共有者がいる場合には、その利用に関する共有者間の意思決定をすることができなかつたり、処分できずに公共事業や民間取引を阻害したりしているといった問題が指摘されています。

また、所有者不明土地問題をきっかけに共有物一般についてのルールが現代に合っていないことが明らかになりました。

そこで、**共有物の利用や共有関係の解消をやすくする観点から、共有制度全般について様々な見直し**が行われました。

#### 共有物を利用しやすくするための見直し

- 共有物につき軽微な変更をするために必要な要件が緩和されました(全員の同意は不要で、持分の過半数で決定可。)
- 所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、
  - ・残りの共有者の持分の過半数で、管理行為(例：共有者の中から使用者を1人に決めること)ができます。
  - ・残りの共有者全員の同意で、変更行為(例：農地を宅地に造成すること)ができます。

#### 共有関係の解消をやすくするための新たな仕組みの導入

所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、所在等が不明な共有者の**持分を取得**したり、その持分を含めて**不動産全体を第三者に譲渡**することができます(※)。

土地の共有者が不明でストップしていた事業も、これからは進めていけそうだなあ。期待だね!



※裁判所において、持分に応じた時価相当額の金銭の供託が必要になります。

# 遺産分割に関する新たなルールの導入

令和5年4月1日施行



## 新たなルールはどんなもの？

相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となる結果、遺産の管理・処分が困難になります。

また、遺産分割をする際には、法律で定められた相続分（法定相続分）等を基礎としつつ、個別の事情（例えば、生前贈与を受けたことや、療養看護等の特別の寄与をしたこと）を考慮した具体的な相続分を算定するのが一般的です。しかし、長期間が経過するうちに具体的な相続分に関する証拠等がなくなってしまう、遺産分割が難しくなるといった問題があります。

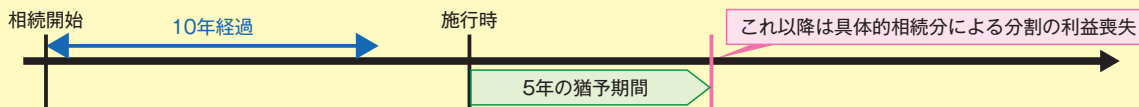
そこで、**遺産分割がされずに長期間放置されるケースの解消を促進する仕組み**が新たに設けられました。

### 長期間経過後の遺産分割のルール

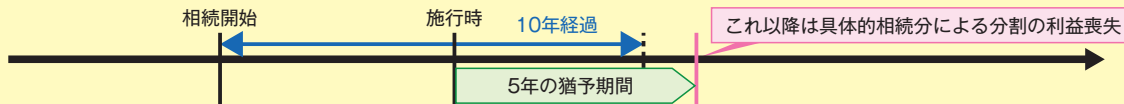
**被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、具体的な相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行うこととされました。**

※新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続についても適用されますが、次のように施行時から5年間の猶予期間が設けられます。

- ① 施行時に相続開始から既に10年が経過しているケース…施行時から5年が経過した時が基準



- ② 施行時から5年以内に相続開始から10年が経過するケース…施行時から5年が経過した時が基準



改正法の施行日前に開始した相続についても適用されるので、早めの遺産分割が肝心だよ！



# 相隣関係の見直し

令和5年4月1日施行



## どんな見直しがされたの？

隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合には、隣地の所有者から隣地の利用や枝の切り取り等に必要となる同意を得ることができないため、土地の円滑な利活用が困難となります。

そこで、**隣地を円滑・適正に使用することができるようにする観点から、相隣関係に関するルールの様々な見直し**が行われました。

### 隣地使用権のルールの見直し

**境界調査や越境してきている竹木の枝の切り取り等のために隣地を一時的に使用することができる**ことが明らかにされるとともに、**隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合にも隣地を使用することができる仕組み**が設けられました。

### ライフラインの設備の設置・使用権のルールの整備

ライフラインを自己の土地に引き込むために、**導管等の設備を他人の土地に設置する権利や、他人の所有する設備を使用する権利**があることが明らかにされるとともに、設置・使用のためのルール（事前の通知や費用負担などに関するルール）も整備されました。

### 越境した竹木の枝の切り取りのルールの見直し

催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、**越境された土地の所有者が自らその枝を切り取る**ことができる仕組みが整備されました。

わざわざ裁判をしなくても、枝を切れるようになるよ！



## 施行日

## 民法等の一部を改正する法律

### ● 民法改正関係 P.6~7

令和5年4月1日

### ● 不動産登記法改正関係 P.3~4

次のとおり、段階的に順次施行予定

- 相続登記の申請の義務化関係は、令和6年4月1日
- 住所等の変更登記の申請の義務化、所有不動産記録証明制度関係は、令和8年4月までに施行(具体的な日は今後政令で定められます。)
- その他は、令和5年4月1日

それぞれのページにも  
施行時期を書いているので  
チェックしてみてね!



## 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

### ● 相続土地国庫帰属制度関係 P.5

令和5年4月27日

## 問合せ先

☎ 03 - 3580 - 4111

法務省民事局

参事官室(民法改正関係)

民事第二課(不動産登記法改正関係・相続土地国庫帰属法関係)

各法務局のホームページは、[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku\\_index.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html)



①新制度について



②帰属制度について



③相続登記について

- 裁判所への申立てをするための手続や必要書類等については、

**最寄りの裁判所**

<https://www.courts.go.jp>

- 法制度や相談窓口についてのお問い合わせは、

**日本司法支援センター(法テラス)**

<https://www.houterasu.or.jp/>

**法テラス・サポートダイヤル**

おなやみなし  
0570 - 078374

(平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00 祝日・年末年始を除く)

(※IP電話からは 03-6745-5600)

- 専門家(弁護士・司法書士・土地家屋調査士)に相談したい場合は、

**日本弁護士連合会のホームページ**(法律相談のご案内)

[https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_advice/isan\\_souzoku/index.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/isan_souzoku/index.html)

**日本司法書士会連合会のホームページ**(登記手続のご案内)

[https://www.shiho-shoshi.or.jp/inheritance\\_lp](https://www.shiho-shoshi.or.jp/inheritance_lp)

**相続登記相談センター**(予約受付フリーダイヤル)

いさんのなやみに  
0120 - 13 - 7832

(平日10:00~16:00 年末年始・お盆期間を除く)

**日本土地家屋調査士会連合会のホームページ**(表示に関する登記のご案内)

<https://www.chosashi.or.jp/>

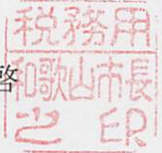




和資第298号  
令和4年11月4日  
(2022年)

近畿税理士会  
和歌山支部会員各位

和歌山市長 尾花正啓



### 償却資産の申告について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、償却資産の申告につきまして格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、貴事務所において関与されている事業所等の申告書について、混雑緩和のため令和5年1月20日頃までに提出いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

申告に際しては、所得税又は法人税に係る申告を考慮いただき、遺漏なきよう併せてお願い申し上げます。

なお、新規事業所以外の課税標準額が100万円未満の事業所に対しては、申告用紙の発送を省略し通知書を発送しておりますが、償却資産に増減がある場合は申告いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具